

砺波市こども計画

<骨子案>

令和6年10月

砺波市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	4
第2章 砺波市のこども・若者を取り巻く現状.....	5
1 統計からみる砺波市の現況.....	6
2 アンケート調査結果からみる砺波市の現況.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 基本理念.....	26
2 計画の方向性.....	26
3 重点的視点.....	27
4 基本目標.....	29
5 施策体系.....	30
第4章 施策の展開.....	31
基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり.....	32
基本目標2 ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供.....	32
基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり.....	32
基本目標4 子育て家庭を支える取り組みの推進.....	32
基本目標5 こども・若者が安心・安全に暮らせる環境の整備.....	32
基本目標6 支援が必要なこども・若者へのきめ細かな取り組みの推進.....	32
第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供.....	33
1 教育・保育提供区域の設定.....	34
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	34
3 教育・保育の量の見込みと確保の方策.....	34
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	34
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	34
第6章 計画の推進.....	35
1 推進体制.....	36
2 関係機関との連携.....	36
3 計画の進行管理.....	36
資料編.....	37

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数が予測を上回る速度で減少し、人口減少が急速に進んでいます。令和5年の出生数は72万7,277人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。少子高齢化により、労働力人口の減少、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等の課題は深刻さを増しています。さらに、核家族化の進行、女性就業率の向上、都市部への人口集中などによる子育て家庭の孤立なども顕在化し、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが引き続き課題となっています。

国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づく、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取り組みを展開してきました。さらに、平成27年に施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

砺波市（以下「本市」という。）においては、平成27年3月に「子ども・子育て支援法」に基づく「砺波市子ども・子育て支援事業計画」、平成29年3月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「砺波市子どもの貧困対策に関する計画」を策定し、その計画的な推進に取り組んできました。また、令和2年3月にはこれらの2計画を統合した「砺波市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定し、総合的な子育て施策を推進してきました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、全国的な課題となっていることに加え、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こども・若者を取り巻く状況は深刻なものとなっています。

こうした中で、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同年12月には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指し、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「砺波市こども計画」（以下「本計画」という。）は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体的に策定するものです。

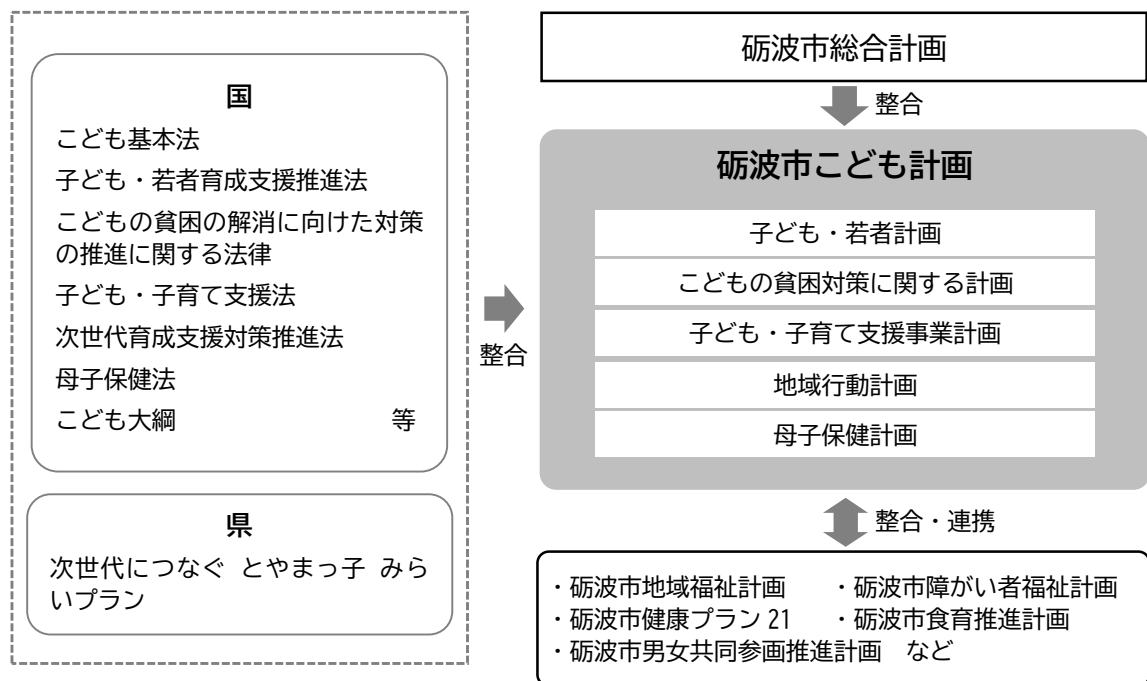
2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。

また、国や県等の上位計画及び動向等を踏まえるとともに、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を包含するものとします。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「地域行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて計画の見直しを行うものとします。

■計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画の調査・策定		砺波市こども計画（5年間）				

4 計画の対象

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。「若者」については、その対象を思春期から青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者としませんが、施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

■「こども基本法」抜粋

（定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

第2章

砺波市のこども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる砺波市の現況

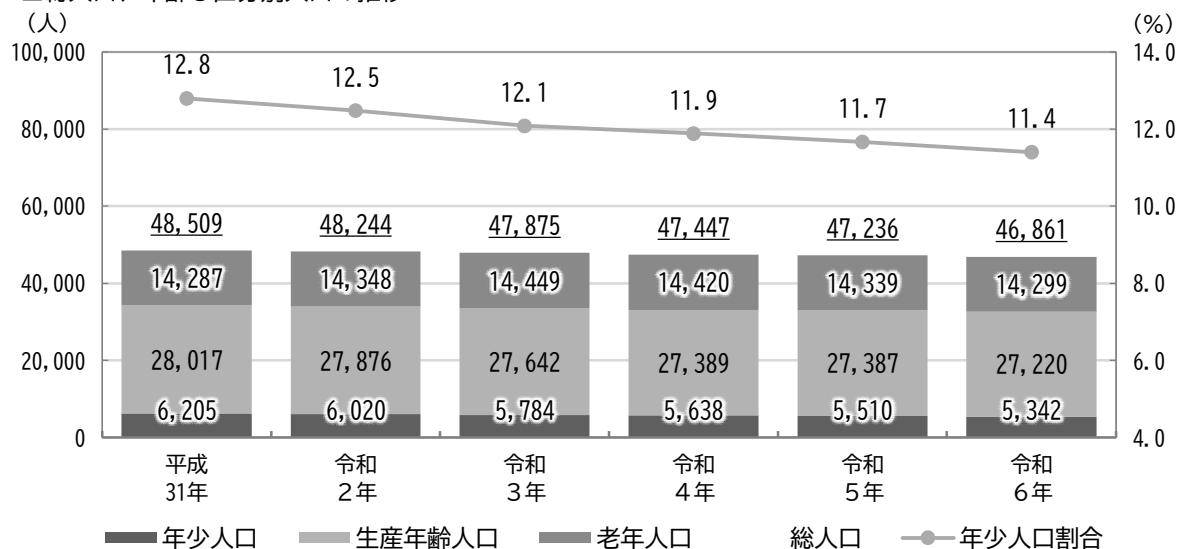
(1) 人口の状況

本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年で46,861人となっています。年齢3区分別で見ると、老年人口は平成31年から令和3年まで増加していましたが、令和4年以降は減少傾向、年少人口、生産年齢人口は平成31年以降で減少傾向にあり、少子高齢化の傾向が続いています。年少人口割合は令和6年で11.4%となっています。

令和6年の人口構成を男女別・年齢別にみると、男女ともに45～49歳、50～54歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が多くなっています。また、男女ともに団塊ジュニア世代の親世代である70～74歳の人口も多くなっています。

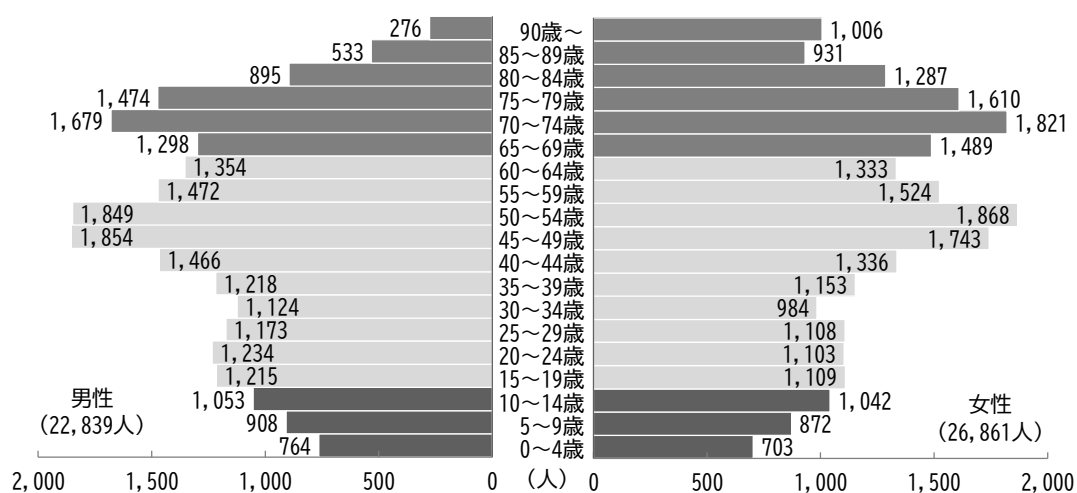
一方、団塊ジュニア世代のこども世代にあたる部分にふくらみはみられず、15歳未満の人口が少なくなっています。

■総人口、年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

■砺波市の人口ピラミッド



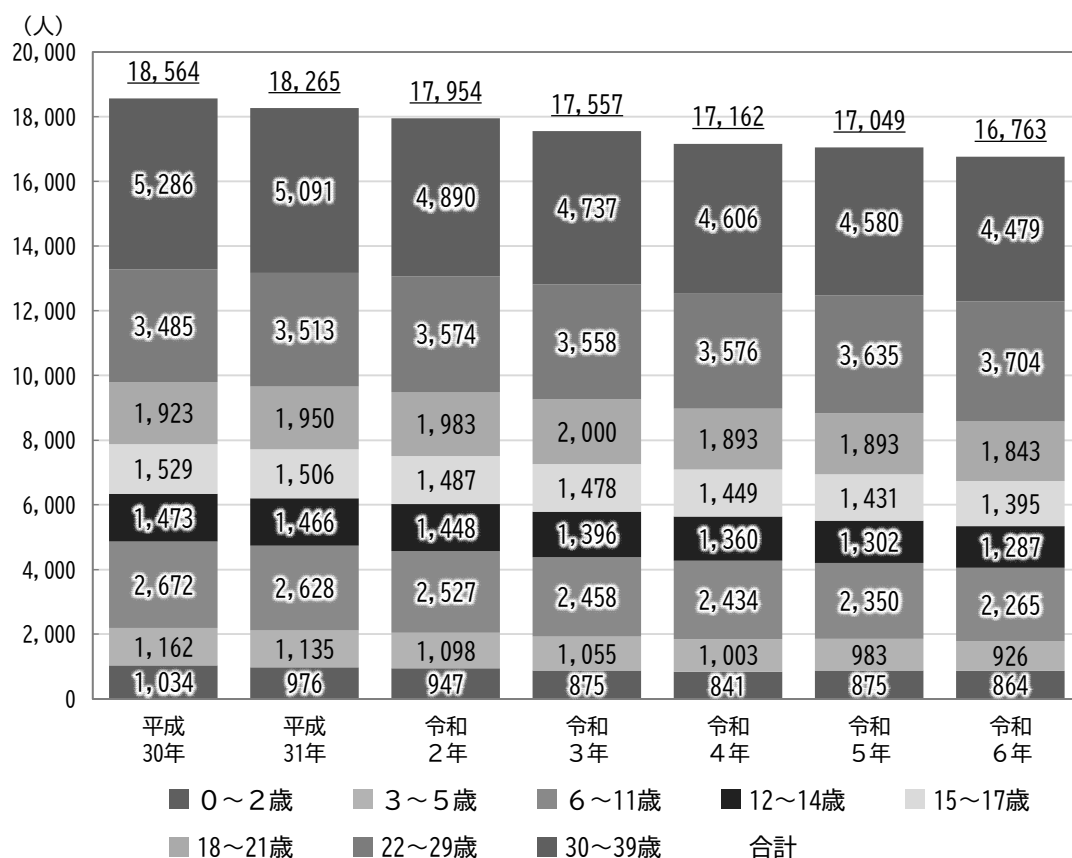
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

(2) こども・若者の人口の状況

本計画の対象となる、本市のこども・若者の人口は平成30年以降減少傾向にあり、令和6年には16,763人となっています。

年齢別にみると、平成30年から令和6年にかけて0～2歳、3～5歳で特に減少しています。なお、22～29歳は令和6年で3,704人と、他の年代が減少しているのに対し、平成30年と比べて微増となっています。

■こども・若者の人口の推移



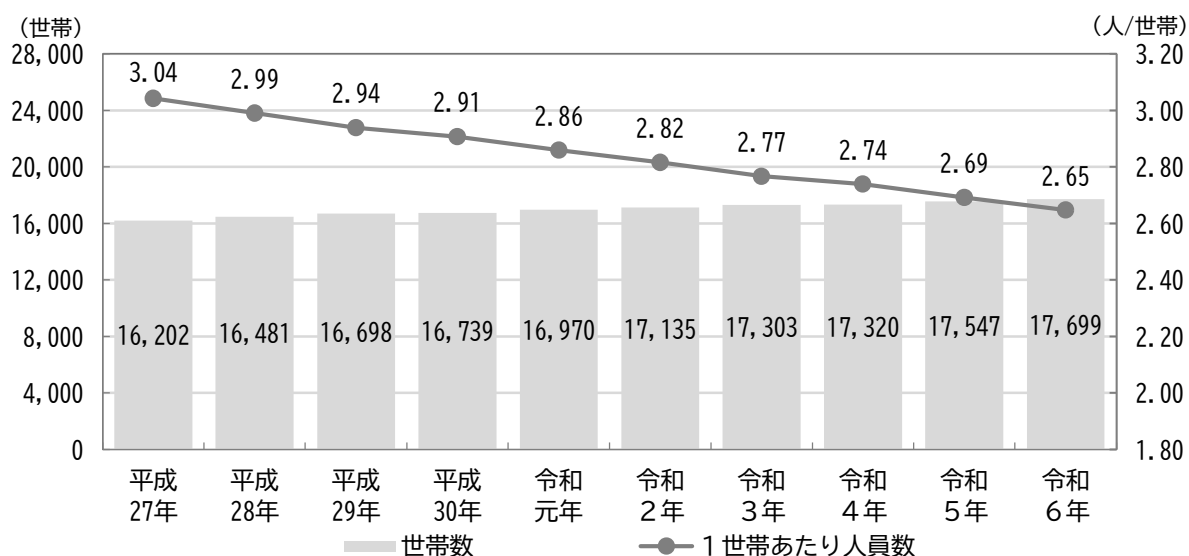
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は年々増加し、令和6年で17,699世帯となっています。一方で、1世帯あたり人員数は年々減少し、令和6年で2.65人となっています。

本市のひとり親世帯数をみると、母子世帯は、平成12年から平成22年にかけて増加傾向となっていました。平成27年以降は減少し、令和2年で162世帯となっています。また、父子世帯は20世帯前後で増減しながら推移しています。

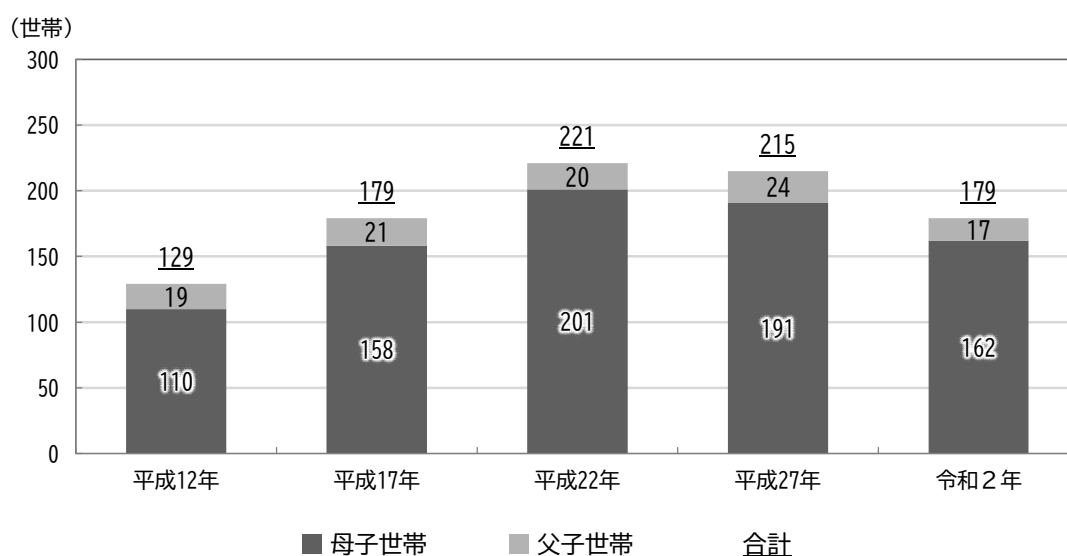
■世帯数及び1世帯あたり人員数の推移



※令和6年のみ3月末時点。市HPより

資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

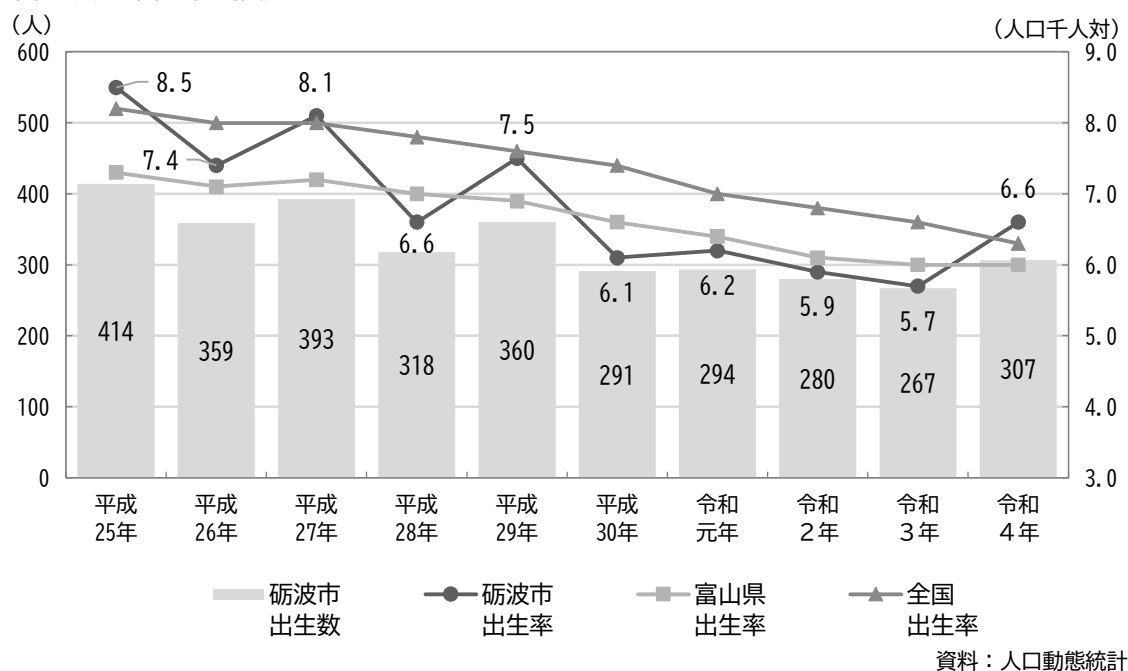
(4) 出生等の状況

出生数は増減しながら減少傾向にあり、令和4年で307人となっています。

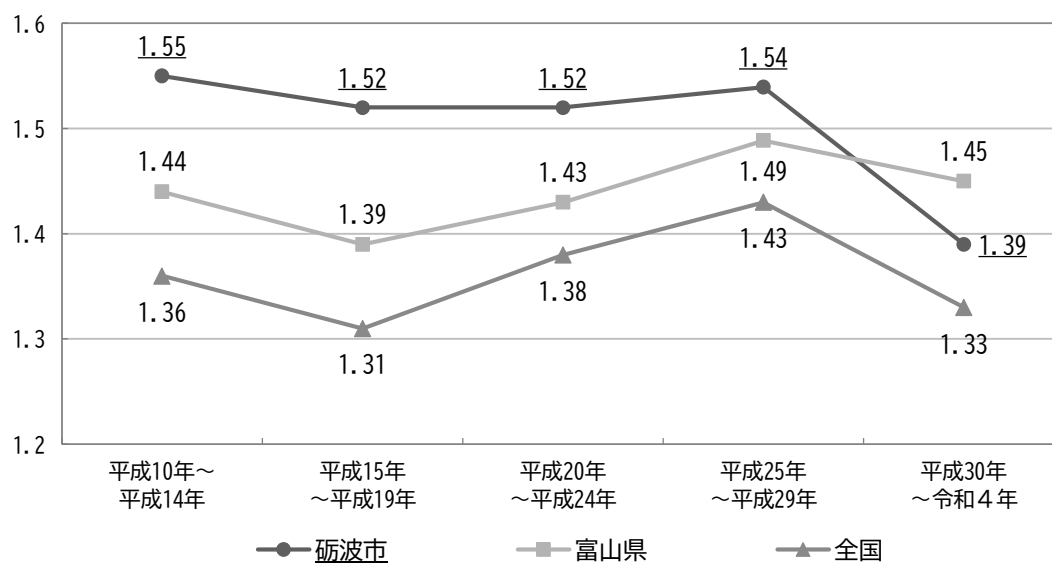
人口1,000人に対する出生率は、増減しながら減少傾向で推移していましたが、令和4年は6.6と全国・富山県と比べて高くなっています。

合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の直近の値では1.39となっており、平成10年～平成14年以降で最も低くなっています。なお、平成10年～平成14年以降、全国、富山県を上回って推移していましたが、平成30年～令和4年で富山県の1.45を下回っています。

■出生数及び出生率の推移



■合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率：その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数。

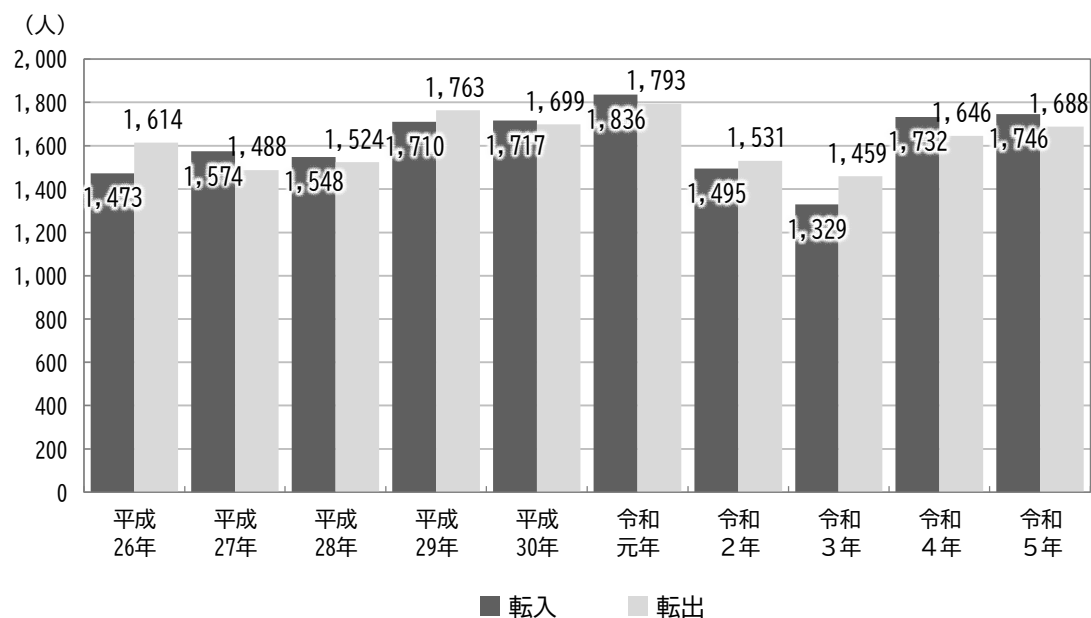
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(5) 転入・転出の状況

転入者数及び転出者数は、令和元年をピークに減少傾向にありましたが、令和3年以降再び増加に転じ、令和5年には転入者数が1,746人、転出者数が1,688人となっています。

令和4年以降、転入者数が転出者数を上回っており、社会動態は増加となっています。

■転入者数・転出者数の推移



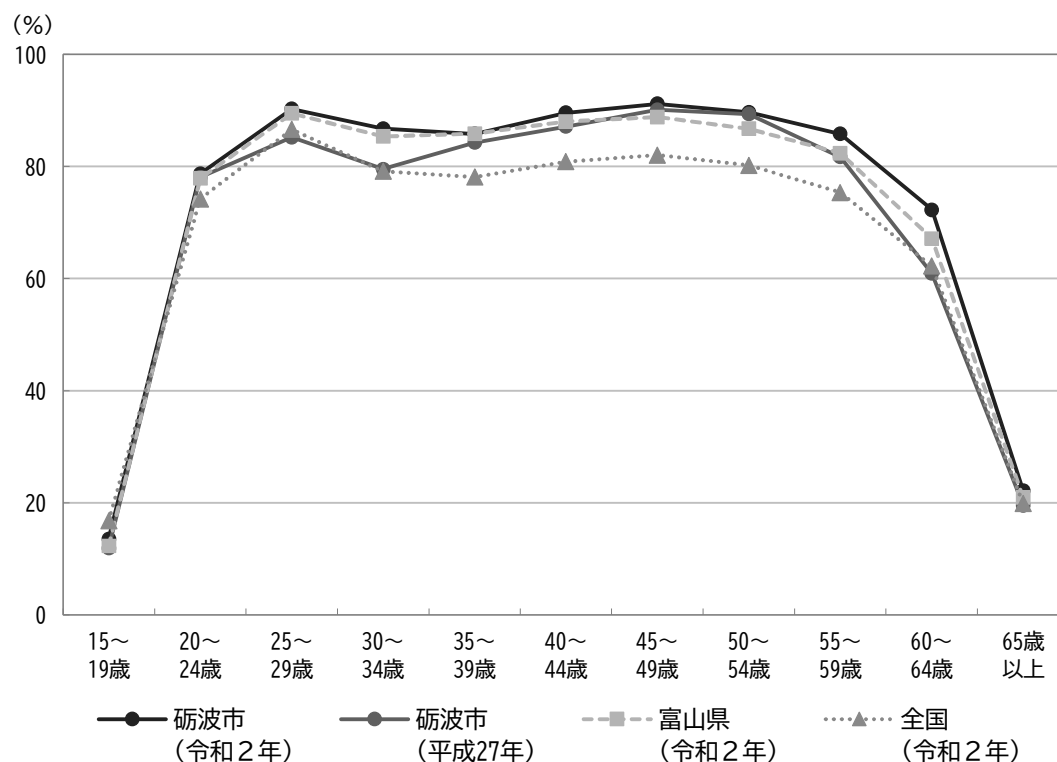
資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

(6) 就業の状況

女性の労働力率は、経年で比較すると全体的に上昇していますが、未だ30歳代で割合が低い「M字カーブ」になっており、平成27年と比較すると「M字カーブ」の谷は浅くなっているものの、出産・子育て期に離職する女性が多いことが考えられます。

なお、令和2年では15～19歳を除く年代で、富山県、全国と同等または高くなっています。

■女性の労働力率



(%)

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
砺波市 (令和2年)	13.6	78.7	90.2	86.7	85.8	89.5	91.1	89.6	85.8	72.2	22.1
砺波市 (平成27年)	11.9	78.0	85.2	79.5	84.2	87.1	90.1	89.3	81.7	60.9	19.6
富山県 (令和2年)	12.3	77.9	89.4	85.3	85.8	88.0	88.8	86.7	82.3	67.1	21.0
全国 (令和2年)	16.8	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0	80.2	75.3	62.2	19.9

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

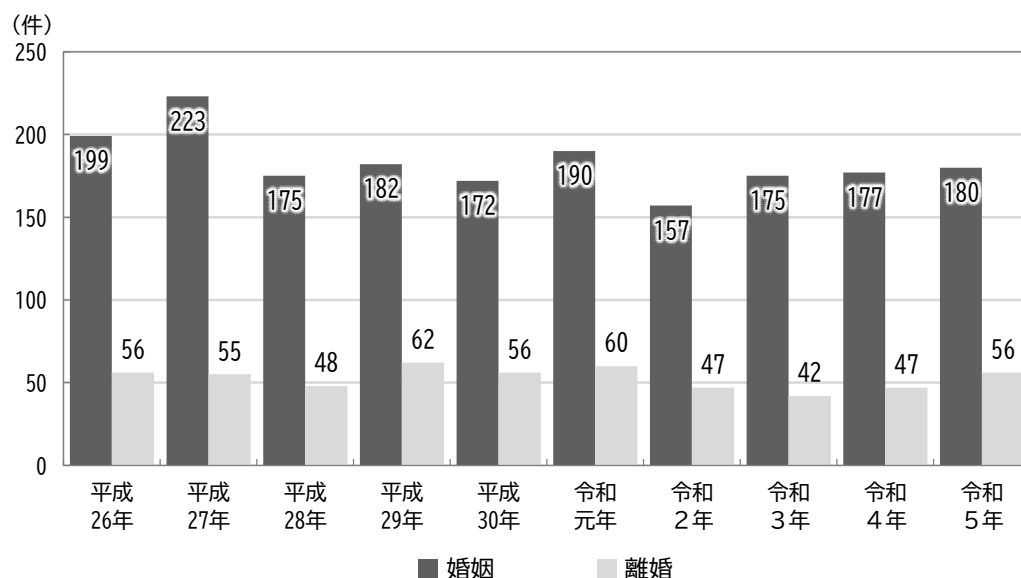
(7) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、令和2年まで増減しながら推移、令和3年以降はほぼ横ばいで推移しており、令和5年には180件となっています。

離婚件数は、令和3年まで増減しながら推移していましたが、令和4年以降はわずかに増加傾向となっています。

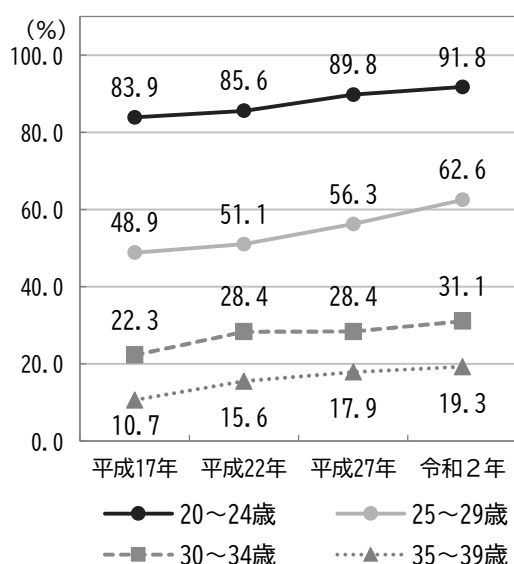
未婚率は、平成17年以降で男女ともに上昇傾向にあり、男性は女性と比べて20代後半から30代にかけて高くなっています。

■婚姻・離婚件数の推移

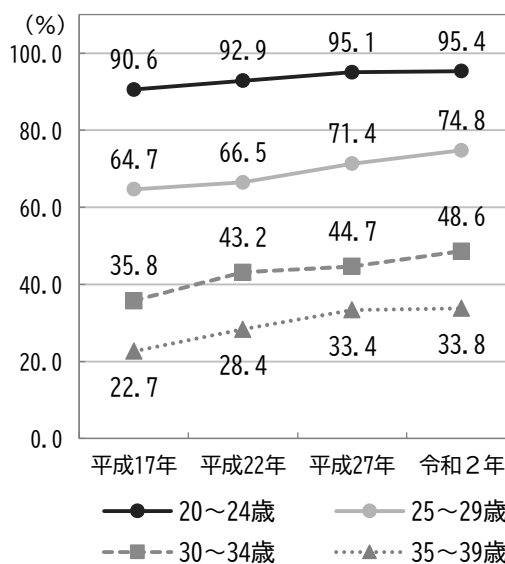


資料：市民課（各年1月1日～12月31日）

■未婚率の推移（女性）



■未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(8) 就学援助受給生徒数の推移

就学援助受給生徒数について、要保護児童生徒数は令和3年度以降0人となっています。準要保護児童生徒数は増減しながら推移しており、令和5年度の小中学生の合計は386人となっています。就学援助率は小中学生ともに増加傾向にあります。

■就学援助受給生徒数の推移 (人、%)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	小学	中学	合計	小学	中学	合計	小学	中学	合計
児童生徒数	2,586	1,434	4,020	2,489	1,420	3,909	2,418	1,372	3,790
要保護児童生徒数	0	1	1	0	1	1	0	0	0
準要保護児童生徒数	240	134	374	250	136	386	261	135	396
就学援助率	9.3	9.4	9.3	10.0	9.6	9.9	10.8	9.8	10.4
	令和4年度			令和5年度					
	小学	中学	合計	小学	中学	合計			
児童生徒数	2,388	1,335	3,723	2,302	1,278	3,580			
要保護児童生徒数	0	0	0	0	0	0			
準要保護児童生徒数	259	128	387	251	135	386			
就学援助率	10.8	9.6	10.4	10.9	10.6	10.8			

資料：教育総務課（各年度3月31日現在）

(9) 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数は、減少傾向にあり、令和5年度で180人となっています。

■児童扶養手当の区分別受給者数の推移 (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全部支給	106	89	87	88	75
一部支給	138	136	127	116	105
計	244	225	214	204	180
全部停止	101	105	103	91	108
合計	345	330	317	295	281

※「全部停止」は所得制限により一時的に支給停止中の者

資料：こども課（各年度12月31日現在）

(10) 児童相談件数の推移

児童相談件数は、令和3年度以降減少しており、令和4年度で95件となっています。

■児童相談件数の推移 (件)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護 相談	虐待相談	28	33	30	20	(未確定)
	その他の相談	72	126	83	75	(未確定)
計		100	159	113	95	(未確定)

資料：こども家庭センター（各年度4月1日～3月31日）

２ アンケート調査結果からみる砺波市の現況

（１）砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果

本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育、子育て支援に関する現在の状況や今後の利用希望等を把握することを目的として、「砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。

■実施概要

		未就学児保護者	小学生保護者	小学生
対象		市内在住の未就学児の保護者 1,200 人	市内在住の小学生の保護者 800 人	市内在住の小学生 800 人
調査方法		住民基本台帳より対象者を無作為抽出し、郵送による配布、郵送及びインターネット回答フォームによる回収		
調査期間		令和6年4月15日～4月30日		
回収数	郵送	311	211	199
	インターネット	252	141	86
	合計	563	352	285
回収率		46.9%	44.0%	35.6%

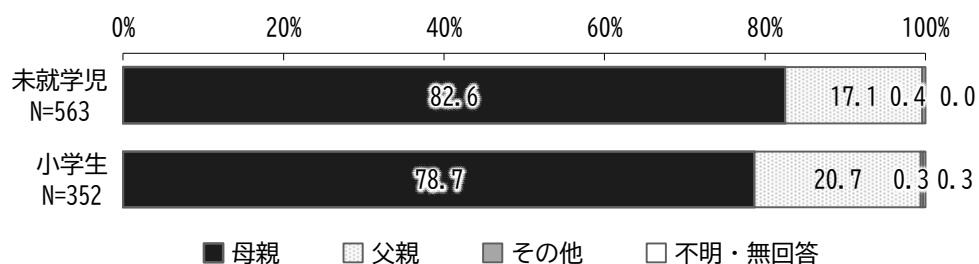
※「前回調査」とは平成30年度に実施した「砺波市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を指します。

※複数回答のグラフには「不明・無回答」を表示していません。

①回答者の属性（保護者）

調査の回答者は、未就学児保護者、小学生保護者ともに8割前後が「母親」となっています。

■調査回答者

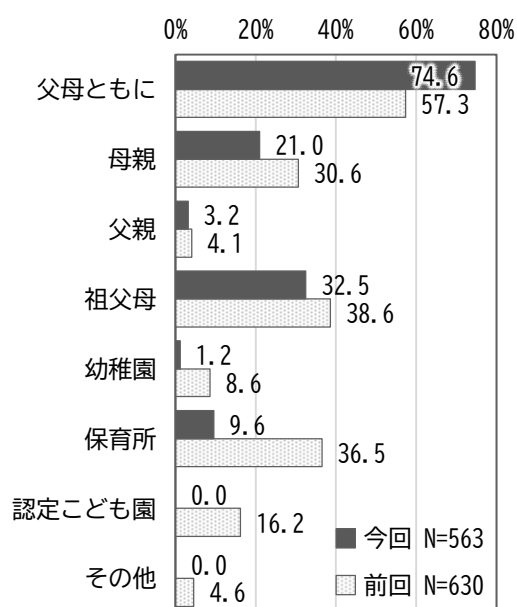


②子育てに日常的に関わっている人（施設）（保護者）

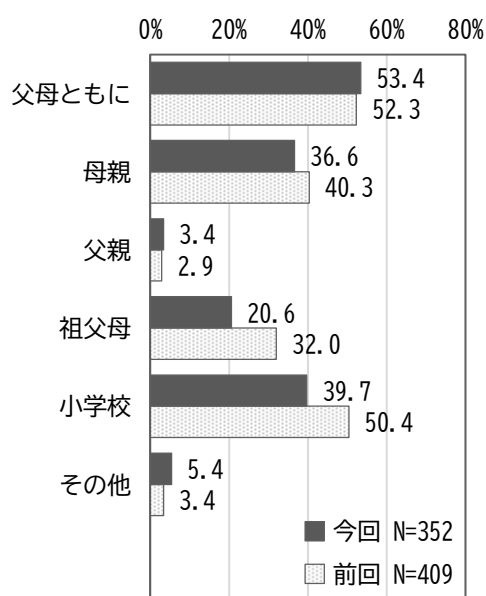
こどもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、未就学児保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が増加しています。

■こどもの子育て（教育）に日常的に関わっている人（施設）

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

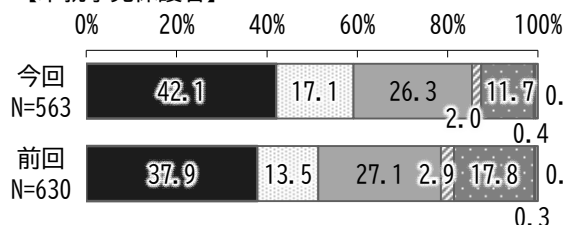


③母親の就労状況（保護者）

母親の現在の就労状況は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、未就学児保護者では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加している一方で、小学生保護者では減少しています。

■母親の就労状況

【未就学児保護者】



【小学生保護者】

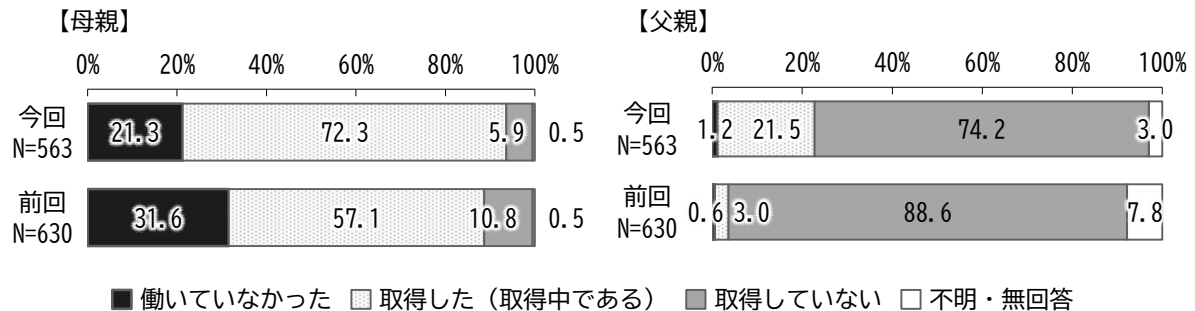


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▨ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

④職場の両立支援制度について（保護者）

こどもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況は、母親で「取得した（取得中である）」が、父親で「取得していない」がそれぞれ最も高くなっています。前回調査と比較すると、母親、父親ともに「取得した（取得中である）」が増加しています。

■育児休暇の取得状況（未就学児）

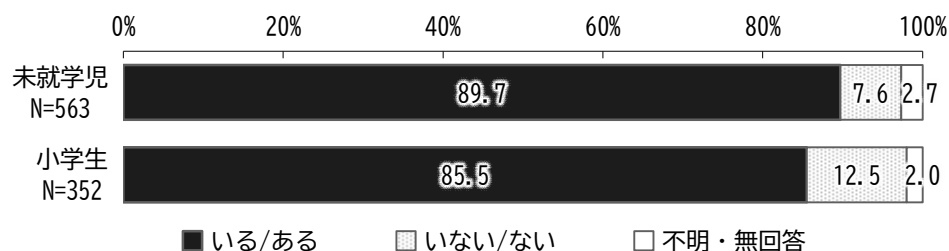


育児休暇を取得しなかった理由は、母親で「その他」を除き、「子育てや家事に専念するため退職した」「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が、父親で「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」がそれぞれ上位となっています。

⑤子育ての悩みについて（保護者）

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる相手の有無は、未就学児保護者で「いる/ある」が89.7%、「いない/ない」が7.6%、小学生保護者で「いる/ある」が85.5%、「いない/ない」が12.5%となっています。

■子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる相手の有無



相談できる相手が「いる/ある」と回答した人の主な相談先は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」「友人や知人」「保育士」「学校の先生」等身近な人が上位となっています。一方で、「市の子育て関連担当窓口」は1割未満と低くなっています。

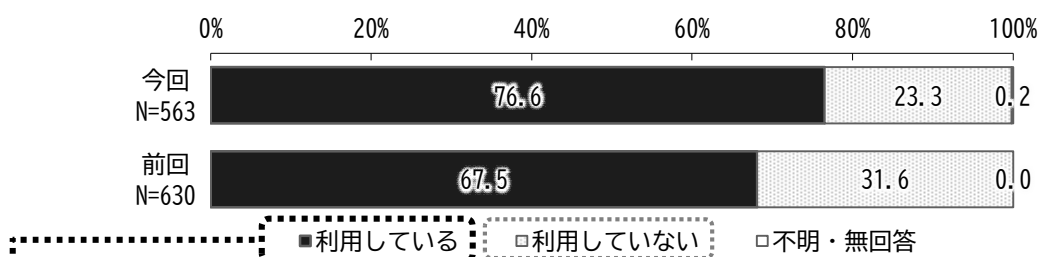
⑥幼児教育・保育事業について（未就学児保護者）

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が76.6%、「利用していない」が23.3%となっています。前回調査と比較すると、「利用している」が9.1ポイント増加しています。

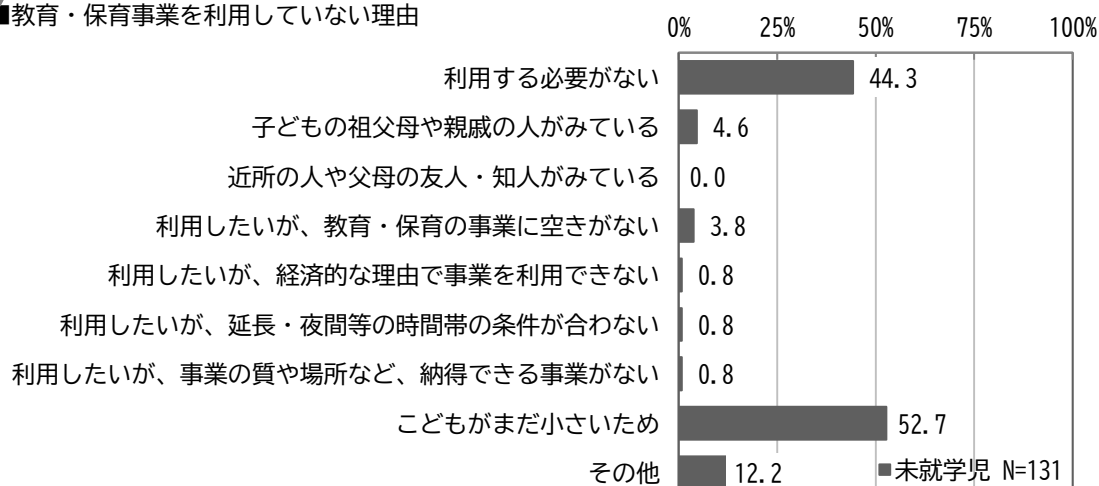
平日に利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が最も高くなっています。

教育・保育事業を利用していない理由は、「こどもがまだ小さいため」が最も高く、次いで「利用する必要がない」となっています。

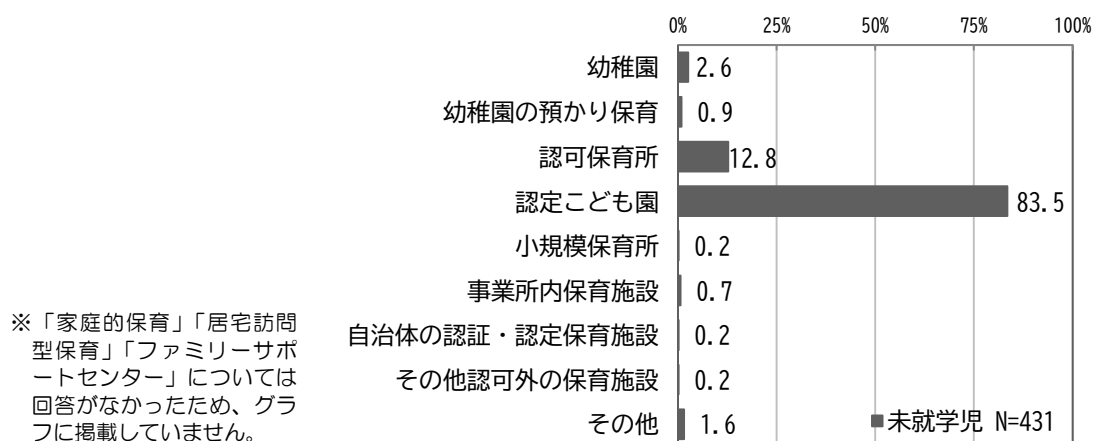
■定期的な教育・保育事業の利用状況



■教育・保育事業を利用していない理由



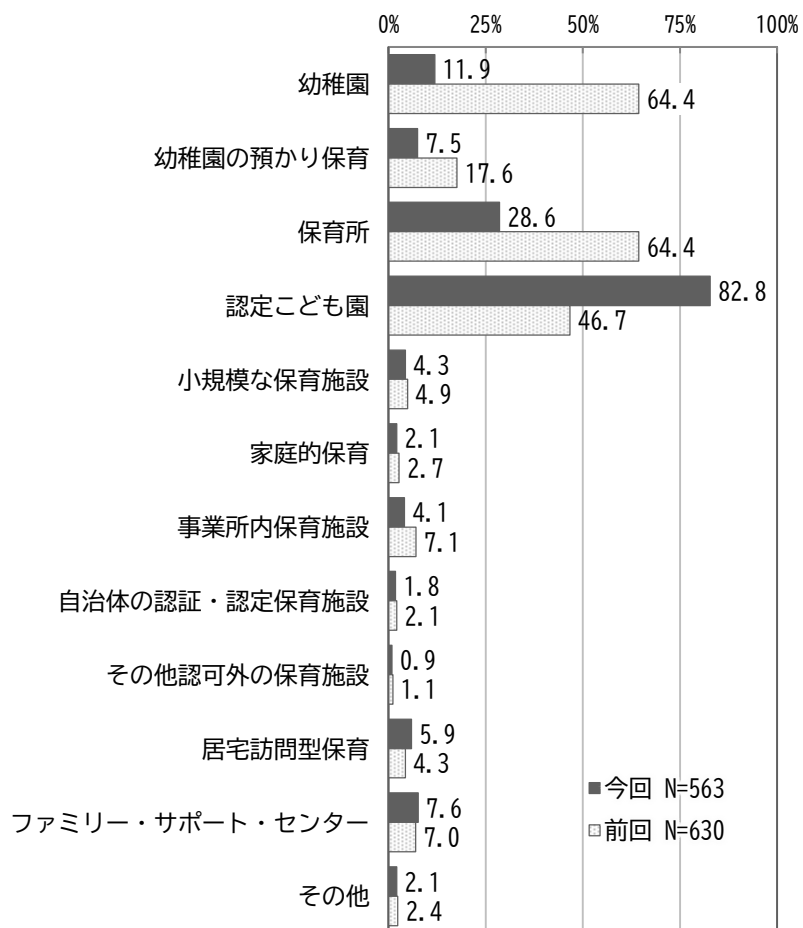
■現在平日に利用している教育・保育事業（回答のあった選択肢のみ抜粋）



※「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「ファミリーサポートセンター」については回答がなかったため、グラフに掲載していません。

今後利用したい平日の教育・保育事業は、「認定こども園」が最も高く、次いで「保育所」となっています。前回調査と比較すると、特に「幼稚園」「保育所」が減少し、「認定こども園」が増加しています。

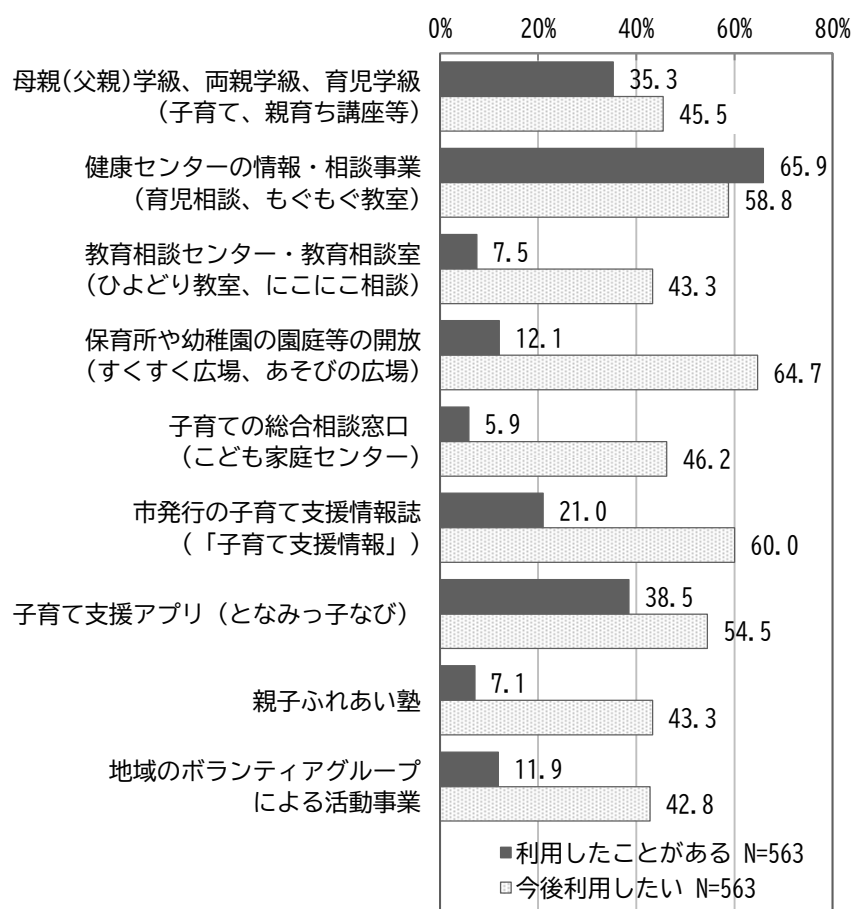
■今後利用したい平日の教育・保育事業



⑦地域の子育て支援事業について（未就学児保護者）

地域の子育て支援事業について、利用状況（利用したことがある）をみると「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ教室）」が最も高く、次いで「子育て支援アプリ（となみっ子なび）」となっています。利用希望（今後利用したい）をみると、「保育所や幼稚園の園庭等の開放（すくすく広場、遊びの広場）」が最も高く、次いで「市発行の子育て支援情報誌（「子育て支援情報」）」となっています。「健康センターの情報・相談事業（育児相談、もぐもぐ教室）」以外の事業で、利用希望（今後利用したい）が利用状況（利用したことがある）を上回っています。

■地域の子育て支援事業の利用状況及び利用希望



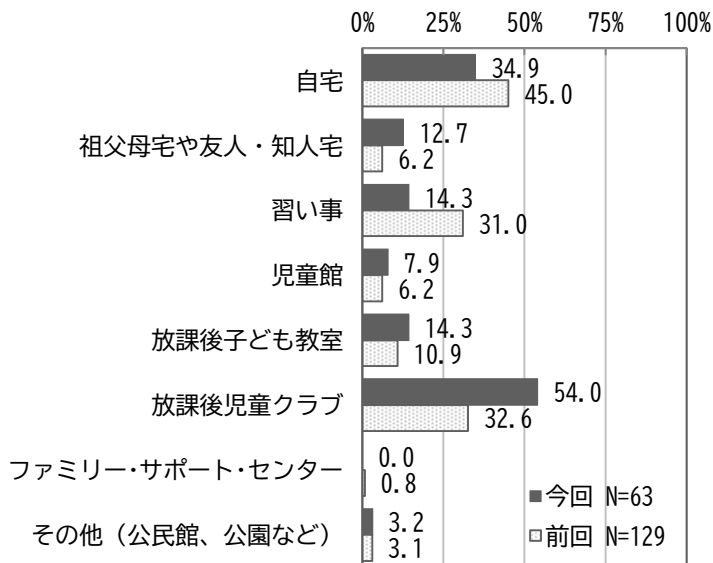
⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について（保護者・小学生）

小学校就学後、小学校低学年（１～３年生）の間の平日の放課後の過ごし方の希望は、未就学児保護者、小学生保護者ともに「自宅」が最も高くなっています。前回調査と比較すると、未就学児保護者、小学生保護者ともに特に「放課後児童クラブ」が増加しています。

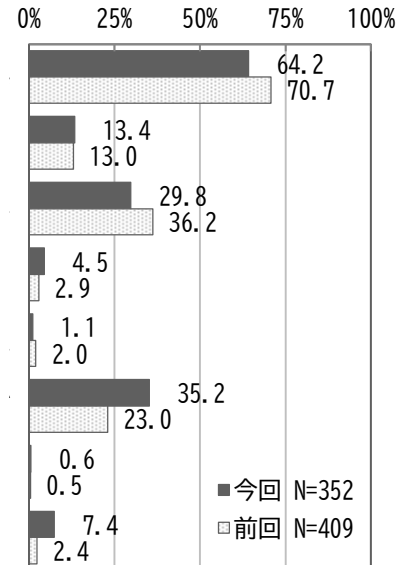
小学生の学校が終わったあとの過ごし方は、「家できょうだいや家族と遊んでいる」が最も高く、次いで「家でひとりでゲームなどしている」となっています。

■小学校低学年の間の平日の放課後の過ごし方の希望

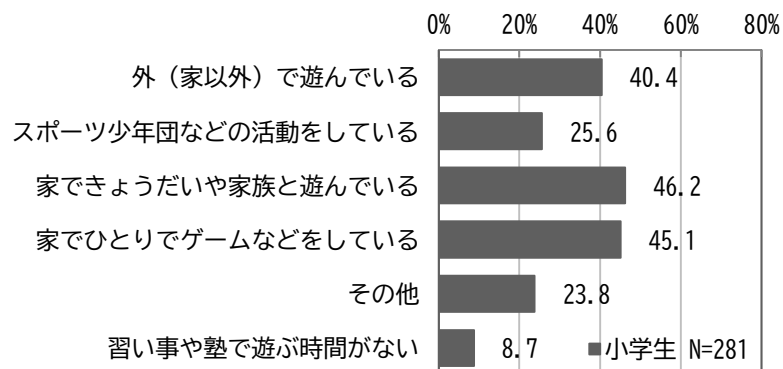
【未就学児保護者（５歳以上）】



【小学生保護者】



■放課後の過ごし方（小学生）

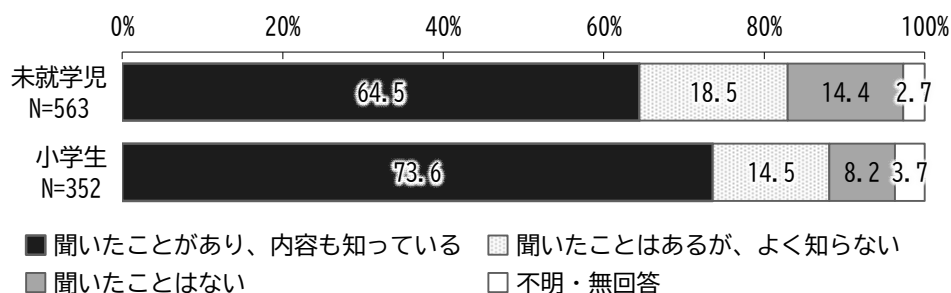


⑨ヤングケアラーについて（保護者）

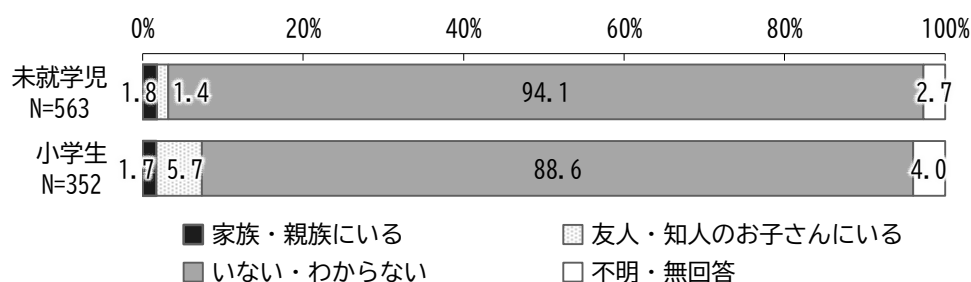
「ヤングケアラー」という言葉の認知状況は、「聞いたことがあり、内容も知っている」は未就学児保護者で 64.5%、小学生保護者で 73.6%となっています。

ヤングケアラーと思われる子どもが身近にいるかは、『いる』（「家族・親族にいる」と「友人・知人にいる」の合算）は未就学児保護者で 3.2%、小学生保護者で 7.4%となっています。

■「ヤングケアラー」という言葉の認知度



■ヤングケアラーと思われる子どもが身近にいるか



⑩砺波市に望む子育て支援（保護者）

砺波市に対して期待する子育て支援は、未就学児保護者で「こどもが安心して遊べる公園等の整備」が、小学生保護者で「医療費助成や児童手当などの充実」がそれぞれ最も高くなっています。

■砺波市に対して期待する子育て支援（上位5位を抜粋）

	未就学児保護者 (N=563)	小学生保護者 (N=352)
1	こどもが安心して遊べる公園等の整備 (69.1%)	医療費助成や児童手当などの充実 (70.7%)
2	医療費助成や児童手当などの充実 (67.0%)	こどもが安心して遊べる公園等の整備 (55.1%)
3	働きながら子育てできる労働環境の整備 (55.2%)	働きながら子育てできる労働環境の整備 (51.7%)
4	こどもが楽しめるイベントなどの充実 (52.4%)	こどもの医療体制の充実 (48.0%)
5	こどもの医療体制の充実 (49.7%)	教育体制の充実 (42.0%)

（２）砺波市中学生・高校生の生活状況に関する調査結果

市内の中学校・高等学校に通学することも・若者の、普段の生活や考え方を把握し、基礎資料とするため、「砺波市中学生・高校生の生活状況に関する調査」（以下「生活状況調査」という。）を実施しました。

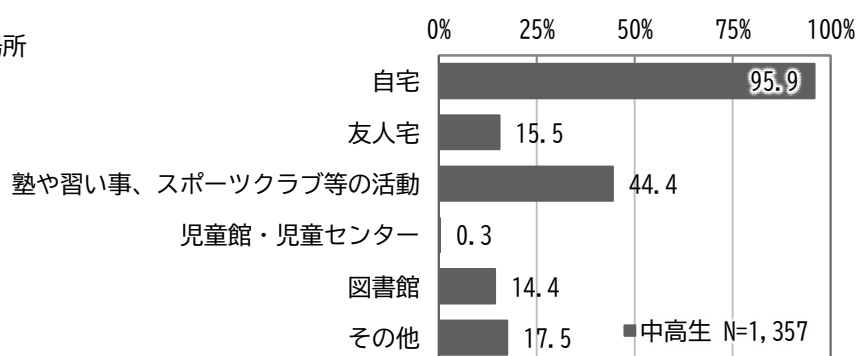
■実施概要

	中学生	高校生
対象	市内中学校４校の全生徒 1,259 人	市内高等学校２校の全生徒 815 人
調査方法	インターネットを利用したアンケート調査	
調査期間	令和６年７月 10 日～７月 24 日	
回答数	816 件	541 件
回答率	64.8%	66.4%

①放課後過ごす場所について

放課後過ごすことが多い場所は「自宅」が最も高く、次いで「塾や習い事、スポーツクラブ等の活動」となっています。

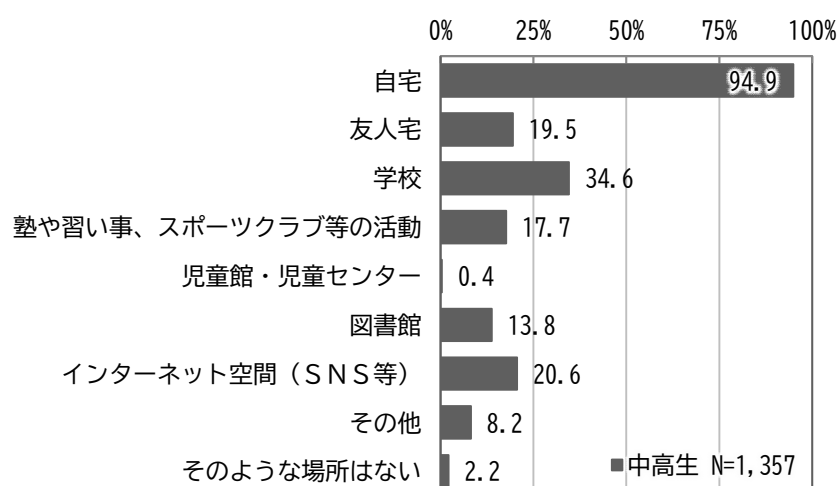
■放課後過ごすことが多い場所



②安心して過ごせる場所

安心して過ごせる場所は、「自宅」が最も高く、次いで「学校」となっています。なお、「そのような場所はない」が 2.2%となっています。

■安心して過ごせる場所

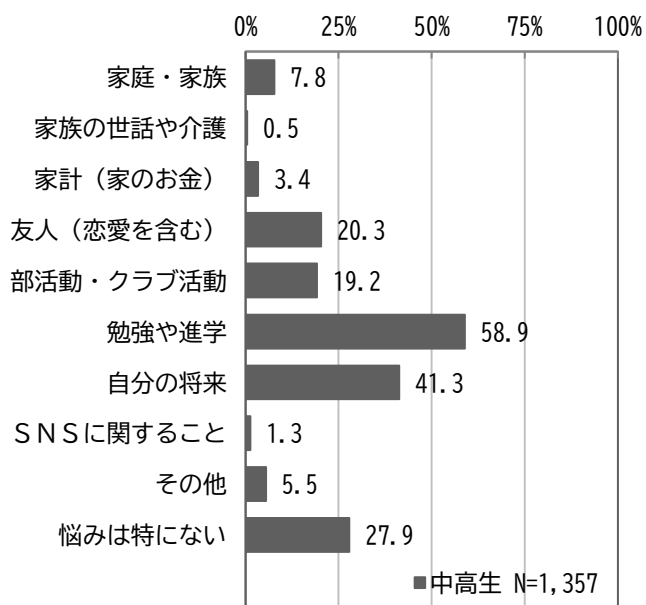


③悩み事について

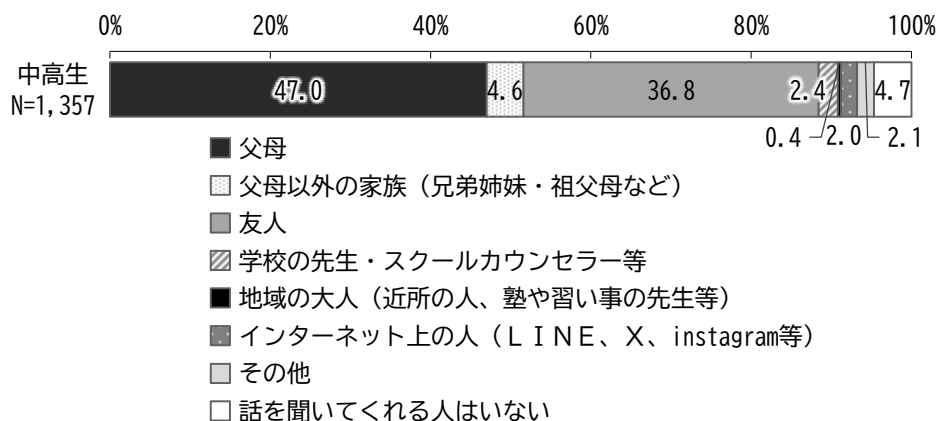
現在悩んでいることは、「勉強や進学」が最も高く、次いで「自分の将来」となっています。なお、「悩みは特にない」は27.9%となっています。

悩みがあるとき話を聞いてくれる人は、「父母」が最も高く、次いで「友人」となっています。なお、「話を聞いてくれる人はいない」は4.7%となっています。

■現在悩んでいること



■悩みがあるとき話を聞いてくれる人



第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、国の示す「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、これまで「砺波市子ども・子育て支援事業計画」において推進してきた基本理念「私が 家庭が 地域が 支え育む 子どもの未来」を踏まえ、基本理念を次のとおりとします。

砺波市こども計画の基本理念

家庭が 地域が 支え育む こどもの未来

2 計画の方向性

- 生まれ育った環境に左右されることなく、すべてのこどもや子育て家庭を対象に、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指します。
- こども・若者が自分らしく生き抜く力を身につけたり、自らの意見を表明し、社会に参画したりできるよう、様々な支援や機会の提供を推進します。
- こども・若者が働くことや誰かと家族になること、親になることに夢や希望を持つことができるような働きかけや支援を推進します。
- こどもの感じ方・見方を尊重し、こどもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- こども・子育て支援においては、家庭での子育てを最重要視するとともに、家庭、学校及び地域や企業が一体となり、社会全体で支えるネットワークをつくります。
- 子育てと仕事との両立支援を図るとともに、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべてのこどもと家庭への支援を推進します。

3 重点的視点

基本理念、計画の方向性の実現に向け、以下の5項目を重点的な視点として、行政が最大の努力をはらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、こども施策に関する取り組みを推進していきます。

視点その1 こども・若者の最善の利益の実現

こども・若者は、社会の希望、未来をつくる力です。こども・若者の幸せを第一に考え、利益が最大限に尊重されるよう配慮することが重要です。こども・若者を権利の主体として認識し、障がいの有無や国籍等にかかわらず、すべてのこども・若者の最善の利益が実現される社会に向けて取り組みを進めます。

視点その2 次代を担う人づくり

こども・若者は未来を担う存在であるという認識のもと、すべてのこども・若者の学びや体験活動等の機会が確保される必要があります。地域や成育環境によって格差が生じないよう、多様な学びや体験機会の創出に取り組みます。また、こども・若者の社会参画や意見反映を推進するため、「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

視点その3 社会全体による支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもと、次代を担うこども達の成長を社会全体で支えていくためにも、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、こども施策や子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が互いに協力し合い、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、こどもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域でこども・若者や子育てを見守り、支え合うことができる地域社会の実現に向けて取り組みを進めます。

視点その4 家庭への支援

こども・若者を心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる教育・保育環境などの整備が必要です。すべてのこども・若者と家庭への支援の視点として、子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育て家庭の様々な事情や多様なニーズに対応できるよう、行政、地域、学校、関係機関、企業等が連携し、子育て家庭をサポートできる体制づくりへの取り組みを進めます。

視点その5 こども・若者の未来への支援

こどもの貧困問題を社会全体で捉え、こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等と支援環境の構築を進める必要があります。生まれ育つ環境にかかわらず、すべてのこども・若者が夢や希望を持ち、豊かな人生を送れるように、地域や関係機関、関係団体などが連携して、ともに育ち、ともに育てるまちづくりへの取り組みを進めます。

4 基本目標

本計画においては、以下の6項目を基本目標として掲げ、計画を推進します。

基本目標1 こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、こども・若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、こども・若者の意見表明や社会参画の機会の充実を図ります。また、交流機会や居場所の創出など地域全体でこども・若者を支える環境づくりを推進します。

基本目標2 ライフステージを通した切れ目ない保健・医療の提供

こども・若者が生涯を通じて健康でいられるよう、妊娠、出産から幼児期を中心とした母子保健や小児医療、食育、思春期・青年期におけるこころの健康づくりまで、こども・若者、子育て当事者に対する切れ目のない心身の健康づくりを推進します。

基本目標3 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者が基本的な生きる力を身につけ、能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、様々な教育や体験の機会の充実を図ります。また、若い世代が将来仕事に就くことや家庭を持つことに明るい希望を持てるような環境づくり推進します。

基本目標4 子育て家庭を支える取り組みの推進

子育て当事者の不安や孤立感、仕事との両立などの悩みが軽減され、子育てに喜びや幸せを感じられるよう、各種子育て支援サービスや地域における子育て支援等の充実を図るとともに、「共働き・共育て」を推進します。

基本目標5 こども・若者が安心・安全に暮らせる環境の整備

こどもが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ対策や不登校児童生徒への支援の強化を図るとともに、教職員への啓発等を推進します。また、こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標6 支援が必要なこども・若者へのきめ細かな取り組みの推進

こども・若者の人権が尊重される環境づくりを推進するため、虐待防止や支援体制の強化を図ります。また、障がいのあるこども・若者やヤングケアラー、貧困状態にあるこども等やその家庭に対して、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

5 施策体系

基本目標	施策の展開
1 こどもまんなか社会の実現に向けた環境づくり	1 こどもの権利等に関する情報提供・啓発活動の推進
	2 こども・若者を見守り・支える地域づくり
2 ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供	1 母子に対する健康支援の充実
	2 こども・若者の健康づくり
3 こども・若者が希望を持てる社会づくり	1 こどもの生きる力を育む教育の充実
	2 未来を担うこども・若者への支援
	3 若者の就学・就労や結婚の希望を叶えるための支援
4 子育て家庭を支える取り組みの推進	1 子育て支援の充実
	2 地域における子育て支援の推進
	3 子育てと仕事の両立支援
	4 ひとり親家庭への支援
5 こども・若者が安心・安全に暮らせる環境の整備	1 安心して生活できる学校環境づくり
	2 安心・安全なまちづくりの推進
6 支援が必要なこども・若者へのきめ細かな取り組みの推進	1 こどもの虐待防止の強化
	2 障がいのあるこども・若者への支援
	3 ヤングケアラーの支援
	4 こどもの貧困対策の推進